

新旧対照表

※下線部が改正箇所

公布の日（令和元年10月4日）施行

旧	新
<p>(不燃化推進地域内の建築物)</p> <p>第6条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は、<u>法第2条第9号の2に掲げる基準に適合する建築物若しくは同号に掲げる基準に適合する建築物以外の建築物で同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第9号の2ロに規定する防火設備を有するもの又は建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）第1条の規定による改正前の令第136条の2第1号から第7号までに掲げる基準（3階以上の階に関する部分を除く。）に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物の全部又は一部が防火地域内にあるもの（その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。）については、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>(2) <u>卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの</u></p> <p>（第3号、第4号及び第3項省略）</p>	<p>(不燃化推進地域内の建築物)</p> <p>第6条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は、<u>令第136条の2第1号又は第2号に掲げる基準のうち規則で定めるもの（3階以上の階に関する部分を除く。）に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部が防火地域内にあるもの（その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。）については、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>(2) <u>卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供するもので、規則で定める構造方法を用いたもの</u></p> <p>（第3号、第4号及び第3項省略）</p>
<p><u>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</u></p> <p>第10条 <u>法第86条の4に規定する建築物について第6条第1項の規定を適用する場合においては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は同号に掲げる基準に適合する建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物</u></p>	<p>(削除)</p>

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正

<p><u>は外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第9号の2ロに規定する防火設備を有する建築物とみなす。</u></p>	
<p>(既存建築物に対する制限の緩和) 第11条 (本文省略)</p>	<p>(既存建築物に対する制限の緩和) 第10条 (本文省略)</p>
<p>(用途の変更の特例) 第12条 (本文省略)</p>	<p>(用途の変更の特例) 第11条 (本文省略)</p>
<p>(手数料) 第13条 (本文省略)</p>	<p>(手数料) 第12条 (本文省略)</p>
<p>(委任) 第14条 (本文省略)</p>	<p>(委任) 第13条 (本文省略)</p>
<p>(罰則) 第15条 (本文省略)</p>	<p>(罰則) 第14条 (本文省略)</p>
	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>